

社団法人長野県産業廃棄物協会  
部会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人長野県産業廃棄物協会(以下「協会」という)会員の業態および処理対象産業廃棄物の違いによる処理業の特異性に鑑み、特定の分野についての適正処理の推進、処理業者の資質の向上など円滑な運営に資するための必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 部会は次に掲げるものとする。

- 収集運搬部会
- 中間処理部会
- 最終処分部会
- 建設廃棄物部会
- リサイクル部会

(業務)

第3条 部会は、第1条の目的を達成するために次の業務を行う。なお、詳細については、それぞれの部会規則で別に定めることができる。

- (1)部会員等を対象とする研修
- (2)部会員相互の交流
- (3)特定の分野に関する調査研究
- (4)その他部会の目的の達成に必要な業務

(構成)

第4条 部会は、会員のうち、参加申し込み手続きを経たものにより構成する。

(役員及び役員の選任)

第5条 各部会に、部会長1名及び副部会長若干名を置く。

- 2 部会長は、部会員の中から、協会長が指名する。
- 3 副部会長は、部会員の中から、部会長が指名する。

(役員の職務)

第6条 部会長は、部会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、副会長があらかじめ定めた順序により、部会長が事故または欠けたときはその職務を代行する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(部会の開催)

第8条 部会は、次に掲げる場合に随時開催する。

(1) 理事会又は部会長が必要と認めた場合

(2) 部会員の3分の1以上から、会議の目的を示して開催の請求があつた場合  
(会議)

第9条 部会は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長がこれに当たる。

3 部会長は、前条第2号の場合は、請求があつた日から20日以内に部会を招集しなければならない。

(運営委員会)

第10条 部会には、部会の運営を行うため運営委員会を置く。

2 運営委員会には、3名以上10名以下の範囲内で運営委員を置く。

3 運営委員は、部会員の中から部会長が指名する。

4 運営委員長は、部会長が兼任する。

(経費の支弁)

第11条 部会の開催に要する会議費は、協会の負担とする。ただし、特別な事業として、研修会、講習会、見学会等を開催する場合には、その度に参加者より会費を徴収する。

(意見の聴取)

第12条 部会は、必要に応じ、関係者又は参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第13条 部会長は、部会の経過及び結果を必要に応じ理事会に報告する。

(庶務)

第14条 部会の庶務は、協会の事務局において処理する。

(各部会規則への委任)

第15条 部会には、運営委員会の決定によって部会規則を定めることができる。

(1) この部会設置規程第3条の規定に定める業務に関する事項

(附 則)

この規程は平成8年7月16日から施行する。

この規程は平成14年6月11日から施行する。

# 部 会 加 入 申 込 書

社団法人長野県産業廃棄物協会  
会 長 南 栄 嗣 様

次の部会へ入会を希望します。

- 1.希望する部会欄へ 印をし、担当者の名前をご記入ください。
- 2.複数加入もできます。

部 会 名 称	加 入	役 職	担 当 者
収 集 運 搬 部 会			
中 間 処 理 部 会			
最 終 処 分 部 会			
建 設 廃 棄 物 部 会			
リ サ イ ク ル 部 会			

平成 年 月 日

住 所  
会 社 名  
電 話 番 号  
FAX 番 号